

2025年2月10日

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会 委員会次第

日時：2025年2月10日(月)10:00～

場所：河原センタービル2階

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会事務所

1. 挨拶

2. 報告事項

- ・前回委員会（2024.10.18）の議事録確認

3. 決議事項

第1号議案 大阪市との社会実験協定の締結について

4. 共有事項

- ・空間再編事業完了セレモニーについて

以上

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会 委員会

日 時：2024年10月18日（金）10:30～11:30

場 所：河原センタービル 2階 準備委員会事務所

参加者：戎橋筋商店街振興組合 菊地氏、山本氏

なんさん通り商店会 木村氏、菊澤氏

高島屋 野下氏、藤原氏、井原氏

丸井 高橋氏、田中氏

南海電鉄 桐山氏、寺田氏、平木氏、入江氏、大前氏、廣田氏、稲元(記)

1. 挨拶

2. 前回委員会（7/19）の議事録確認

- ・前回7月19日委員会議事録について幹事長寺田氏より説明

3. 決議事項

「相談事項 資料① ほこみち制度の適用に向けた今後の方針について」事務局入江氏より説明。

- ・8月23日未来会議にて、大阪市計画調整局より方針が示された。

社会実験①では、にぎわい創出や環境保全是一定の成果を上げたが、将来の警備費を含めた収支は成立していない。収支成立には広告事業が必要で、デジタルサイネージ（以下「デジサイ」）の設置にはほこみち制度の適用（公募）が求められる。公募は最短で12月から1月に開始し、選ばれた事業者が来年度初頭から社会実験②を開始予定。社会実験①で検証できなかった持続可能な運営管理に必要な収益性等を検証する。社会実験②の期間は現在大阪市と協議中。社会実験②の後本格運営を予定。

- ・公募に際し、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（以下「安まち協」）に対してなんば広場の管理運営ルールに関する意見提出が求められている。この意見は、地域の目指す広場の在り方に沿うように、大阪市が作成する公募要綱に反映される予定。管理運営ルールは、社会実験①の検証内容に基づき、幹事会での審議を経て意見を整理した。広告ルール(案)は、一般的な内容のみを集約した。ほこみち事業者となれば更なる規制は可能である。準備委員会で決議後、11月に開催予定の安まち協総会で承認を得てから、大阪府に提出する。

- ・続いて、ほこみち制度と社会実験①の課題について振り返りが行われた。

現在の課題は、収支の検証が不十分なことである。法制度の適用がないため、営利団体や任意団体がイベントの主催をできないと警察から指摘されていること、大きな収益が見込まれるデジサイの運営は、大阪府から公募で事業者を選定する必要があるとされていること、占用料の負担方針が未確定なこと、が主な要因。

今後の方針として、企業催事やデジサイによる広告事業が実施できるよう法制度を早期適用するとともに大阪市の公募に応募し、準備委員会が道路使用・占用の申請主体となる。収支均衡と行政チェックを受けて占用料の免除を目指し、社会実験を継続することで、事業収支の検証を行う。

本格運用時と社会実験②の違いは、期間/区域/占用料。期間については、本格運用は最大20年間を予定し、社会実験②は1～3年程度。区域については、なんさん南北通りが工事完了時期の関係上、本格運用時からほこみち区域指定を受ける。占用料については、社会実験②では免除を目指し、本格運用時では社会実験②の結果をもとに極小化を目指す。

- ・社会実験②で想定される主なリスクは、準備委員会以外の事業者が選定される可能性があることと、収支が均衡せず赤字となることである。しかし、公募は提案内容を総合的に評価するため、地元で構成する準備委員会はアドバンテージがあると考えられる。収支は、警備費を負担しないため赤字リスクは少ないと考える。
- ・2024年度の予算は、約1100万円の余剰が見込まれる。広告利用での収入がない反面、スペース利用の支出が予想を超えたことが主な理由。約1100万円の地域還元方法については、今後幹事会で検討する。

2025年度の収支予想については、収入面では、準備委員会拠出金/補助金がなくなるが、スペース利用/広告利用にて十分な収入が得られると考える。支出面では、警備費・占用料をゼロとしているが、本格運用時に負担ができるか検証が必要となる。

- ・区域指定及び区域の活用について。区域①②③をまとめて公募予定。区域②の活用方針として、休憩スペースや隣接施設によるテラス席利用等が考えられる。それぞれ占用料との収支バランスの検証やご意見を踏まえて、本格運用時の活用方法を検討する。

<各団体からのご意見 ※敬称略>

藤原) 社会実験①②及び本格運営の流れ/スケジュールは、説明の内容で確定か。

⇒入江) 社会実験②の期間については未定だが、流れは説明した通りである。

山本) 資料11ページ。2025年度の事業収支が記載されているが、社会実験②の期間が1年以上続いた場合も、警備費は大阪市が負担するのか。

⇒入江) 未来会議にて、社会実験②の期間の警備費は大阪市が負担すると説明があった。

木村) 社会実験②の期間はいつ決まるのか。

⇒入江) なるべく早く決めてほしいと伝えている。

木村) 社会実験②の占用料は極小化を目指すとのことだが、1割負担することで、どの程度の自由度があるのか。1割負担とはいくらか。

⇒入江) ほこみちで定められた義務を果たした上で残った利益の用途の自由度が高まる。事業者が負担可能な金額になるよう、大阪市が占用料の求め方を整理中である。

井原) 資料11ページ。スペース利用や広告利用の金額は正しいのか。

⇒入江) 2024年7月の準備委員会で決議いただいた収支計画のままとなっており、現状と

は乖離がある。今後の幹事会で議論したい。

田中) 都市格を高めるためには、今後はイベントを我々から働きかけていきたい。

木村) 1100万の使い道は、どのように想定しているのか。

⇒入江) 予算策定段階では2025年度に繰り越す予定だったが、大阪市から繰り越しを認めることは難しいとの見解が示されたため、使い道を今後の幹事会で考える。

菊地) ほこみち制度適用後は、イベントの主催や協賛に対する制限がなくなる確約があるか。

⇒入江) 適用後は、道路占用主体がほこみち事業者となるため、自由に使える認識である。

⇒第1号議案は拍手をもって承認された。

4. 次回日程について

2025年1月17日(金)10:30～ @河原センタービル にて開催

以上

「(仮称) なんば駅前広場等における管理運営の試行に関する協定書」の変更に係る覚書

大阪市（以下「甲」という。）となんば広場マネジメント法人設立準備委員会の代表構成員である南海電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、なんば駅周辺の道路空間再編社会実験（以下「本事業」という。）の実施状況を踏まえ、令和5年11月15日付で締結した「(仮称) なんば駅前広場等における管理運営の試行に関する協定書」について、原協定第1条、第3条、第9条及び第23条第1項を下記のとおり変更し、同第29条を下記のとおり加える。

なお、本覚書により変更した条項以外の条項は、すべて原協定に規定されたとおりとする。

記

(目的)

第1条 本協定は、大阪の新たなシンボル空間となる駅前広場等の環境維持を図り、民間組織が、高質な空間として持続的に管理運営していくための手法の構築をめざし、甲の支援と協力のもと、協議会と円滑に合意形成を図りながら自律的に地域課題の解決に向けて本事業に取り組む意思と能力を持つ準備委員会の代表構成員である乙が、他の構成員と連携して次条で定める本事業の対象となる区域の管理運営を行い、駅前広場等の空間の活用によって得られた収益を維持管理に還元する手法等による事業活動を検証し、本事業終了後に駅前広場等の管理運営を担う者（以下「次期管理運営者」という。）に円滑に管理運営が移行されるよう、本事業における甲及び乙の権利義務を定めることを目的とする。

(事業内容)

第3条 乙は、本事業の実施において、駅前広場等の周辺の地域住民及び事業者等との連携や、合意形成を図るとともに、自律的に地域の課題に向き合うこととし、その解決に向け、駅前広場等において次の取組を実施するものとする。ただし、地域住民、事業者及び関係機関等との協議の結果、実施不要となったものを除く。なお、取組を実施する期間は、期間を指定する一部の取組を除き、次期管理運営者の管理運営が開始される日の前日までとする。

(1) 地域環境保全（維持管理）

- ・清掃
- ・歩道舗装及び道路付属物の日常メンテナンス、応急措置（道路管理者との役割分担による）
- ・自転車対策（放置自転車対策、交通ルールの周知）
- ・道路の適正利用（道路不正使用への注意喚起、荷捌きルールの運用） など

(2) 利活用

- ・休憩・待ち合わせ等滞在環境の創出
- ・イベントなど駅前広場等の使用（以下「イベント等」という。）に係る受入れ窓口（イベント等の開催者の申し込みの日から6ヶ月後までに実施するものを対象とし、次期管理運営者の管理運営が開始される日以降に実施を予定するものも含む。）
- ・自主イベントの開催
- ・本道路における第三者による道路使用許可に関する調整（次期管理運営者の管理運営

(案)

が開始される日の前日までに実施を予定するものを対象とする。)

・広場利用料としての(仮称)維持管理協力金の徴収(次期管理運営者の管理運営が開始される日以降に実施を予定するイベント等の維持管理協力金については、着手金は乙の収入とし、残額は次期管理運営者の収入とする。)

・広告事業 など

(3) 本事業に係るその他の取組

・甲が作成したなんば駅前広場の適正利用に関するガイドライン(案)に基づく本事業の計画作成

・(1)(2)の実施に係る情報発信

・(1)(2)の実施に係る事業収支の情報公開

・地域魅力の情報発信

・安全・防災

・地域連携による回遊性向上 など

(4) 管理運営法人への移行業務

・上記(1)から(3)までの取組実施に係る注意点等の、次期管理運営者への引継ぎ(次期管理運営者の管理運営開始から2か月経過した日(以下、「引継ぎ最終日」という。)まで実施)

(期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和5年11月23日から引継ぎ最終日までとする。ただし、活動実績、事業収支等についての検証結果を踏まえ、甲及び乙が協議のうえ、当該期間を令和8年3月31日まで延長することができるものとする。

2 本権利の有効期間は令和5年11月23日から次期管理運営者の管理運営が開始される日の前日までとする。

(原状回復義務)

第23条 乙は、本権利の有効期間が終了する日までに、本道路について原状回復(経年劣化及び乙の責めに帰することができない損耗は対象外とする。以下同じ。)のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。ただし、第9条で定める有効期間終了の日から甲が指定する期日までの間に乙の所有する施設等や権利が次期管理運営者に確実に譲渡されることが見込まれる場合その他の場合において、甲が事前に承認したときはこの限りでない。

(本権利の有効期間終了後の事業資金残余金の取扱い)

第29条 本権利の有効期間終了後、第3条(1)から(3)までの取組に係る全ての経理処理が完了し、事業資金に残余が生じた場合、当該残余金の取扱いについては、地域の魅力創出・活性化等を目的とした取り組みに使用するものとし、詳細については甲乙協議の上で別途定めるものとする。

以上

2025年2月10日

なんば駅周辺における空間再編推進事業 完成式典
(2月10日時点 案)

1. 開催日 2025年3月22日(土)・23日(日)

2. 主催 なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会

3. 式典内容

【3月22日(土)】

12時～12時45分

難波八阪神社宮司による神事

場 所：なんさん南北通り北区間

出席者：なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 役員

13時30分～14時

テープカット

場 所：なんば広場 テラスベンチ

出席者：大阪市長ほか来賓

なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 会員 ほか

16時頃～

空間演出(音楽ステージ、桜のインスタレーション等)

【3月23日(日)】

空間演出(音楽ステージ、桜のインスタレーション等)

以上